

令和3年1月8日

学生・教職員各位

危機管理室長

政府の「1都3県への緊急事態宣言」を受けての本学の対応について

政府は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、東京、埼玉、千葉、神奈川の1都3県を対象に特別措置法に基づく緊急事態宣言を発出しました。期間は、本日から令和3年2月7日までとなっています。

本学は、従来より学生及び教職員の移動の自粛を要請するなどの対応（[新型コロナウイルス感染症対応活動基準](#)参照）をしていますので、緊急事態宣言に伴う本学の対応活動基準に変更はありませんが、対象地域への移動は緊急事態宣言期間中は特に控えるようにしてください。

なお、帰省等により、対象地域から帯広に移動する場合は、感染症対策を徹底いただき、到着後2週間は検温を行うなど健康管理に十分注意するようにし、風邪症状又は体調不良の兆候がある場合は本学保健管理センター（E-mail:hokekan@obihiro.ac.jp Tel:0155-49-5315）までご相談ください。

また、対象地域からの学外者の受け入れについては、緊急事態宣言期間中は、控えるようにしてください。

北海道、十勝管内においても断続的に感染者が発生していることから、引き続き、本学が定める「組織として行う感染症対策の6原則」の実施、3密（密閉・密集・密接）が重なる場所での長時間の滞在は避ける、体調が悪い時は外出しない等、[感染症対策](#)及び[健康管理の徹底](#)をお願いいたします。

教員の皆様には学生への周知をお願いいたします。

参照：[新型コロナウイルス感染症対応活動基準](#)